

長野県小諸高等学校「いじめ防止基本方針」

第一条 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）及びこれを受けた長野県いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ、全ての生徒及び教職員が、学校の内外を問わず、いじめのない環境づくりに取り組むための基本方針を定める。

第二条 教育方針に基づいた取り組み

本校は「民主的な社会の進展に貢献できる健全な人間の育成を目指す」という教育方針に基づき、いじめを含むすべての生徒が直面する問題と向き合い、いじめを放置せず、隠蔽せず、いじめの予防・解消に向けて真摯に取り組むことをここに宣言する。

第三条 対応の指針

- 1 本方針は生徒の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。
- 2 本方針に基づく対応に当たっては、いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こりうるという社会の実情を踏まえ、前条の理念に基づき、生徒が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、またいじめ被害にあった場合には、適切に支援を求めることができるような力をつけるための教育を第一に考えることとする。

第四条 学校の責務

- 1 本校及びその教職員は、全ての生徒が、いじめ等のない環境において安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者、地域住民、その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに必要な指導及び支援をする責務を有する。
- 2 前項の規定は、いじめ以外の事由により困難に直面している生徒への対応についての学校及び教職員の責務を免除するものではなく、学校及び教職員は、生徒の直面する困難の名称如何にとらわれることなく必要な指導及び支援をする責務を有する。

第五条 いじめ等の当事者に対する対応

- 1 いじめ等の当事者に対しては、それぞれの平穏な学習環境、学校生活の構築を考え、出席の取扱いについて、柔軟に対応し、当該問題への対応が、関係生徒の将来に無用の影を落とさないように配慮する。
- 2 いじめ等の当事者の保護者に対しては、適宜情報交換を行い、前項の目的を達するために必要な協力支援をする。

第六条 いじめの防止等の対策組織

- 1 いじめの防止等の取り組みについては、生徒指導係が所管する。
- 2 学校長は、必要に応じて、生徒指導係の構成員及び学校長が指名する者を加えたいじめの防止等の対策に関する拡大会議を設けることができる。

第七条 いじめの防止等の対策組織の取り組み

- 1 前条に定める組織は、いじめの防止等に向けた以下の取り組みを実施するために必要な措置を行う。
 - ①生徒に対する定期の啓発活動
 - ②生徒に対する定期の調査
 - ③教職員の資質向上のための研修
 - ④そのほかいじめの予防・対策に関する必要な事項
- 2 学校長は、前項の取り組みの内容及び結果について、年に一回以上、学校評議員会に報告する。

第八条 いじめ等に対する対応

- 1 本校の生徒に対するいじめの存在を疑う事情がある場合、教職員は、生徒指導係に対し、必要な報告を行う。
- 2 生徒指導係は、前項の報告等により、本校の生徒によるいじめを疑うべき事情を把握した場合、その対応に必要な調査その他の対応を行う。
- 3 生徒指導係は、前項の調査結果を踏まえ、関係者に対し、必要な指導及び支援を行う。
- 4 生徒指導係は、必要に応じて、第二項の内容及び結果を学校評議員会に報告する。

第九条 重大事態への対応

- 1 学校長は、いじめ防止対策推進法第 28 条の趣旨を踏まえ、重大事態の発生を疑うべき事情が存在する場合、長野県教育委員会と相談の上、長野県知事に対し速やかに報告を行うこととする。
- 2 学校は、重大事態への対応に当たり、必要に応じて、警察その他の関係機関及び法律・福祉・心理の専門家の協力を得るなどし、適切かつ迅速な対応を行うこととする。

第十条 改正

本方針は、その目的を達成するために常に見直しを行い、より適切なものに改定していくこととする。

附則

- 第一条 本基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日より効力を有する。